

みんなでつくる“氷見市“の基本ルール  
の策定過程や内容を紹介する  
ひみ基本ルールだより

# みき 幹 No.3

発行：氷見市自治基本条例検討委員会  
委員長 屋敷夕貴  
発行日：平成 28 年 9 月 28 日  
連絡先：氷見市秘書市民とともに創る未来政策課  
氷見市鞍川 1060 番地  
電話 74-8013 F A X 74-8255

みなさんのご意見をお寄せください。

氷見市自治基本条例紙しばいを作成しました。



屋敷委員長

自治基本条例、言葉は聞いた  
ことがありますか？  
みなさんに少しでもわかりや  
すく伝えて、一緒に考えたい。  
検討委員会は、そんな思いで、  
紙芝居を作成しました。



どんな内容なの？



市職員のひーくん、姪のみーち  
ゃん。みーちゃんのママ（ひー  
くんの姉）3人の会話を聞いて  
もらいながら、自治基本条例  
がどういうものか、どうしてつ  
くろうとしているのか、などを  
伝える内容になっています。



土山委員

## あらすじ

- ◆ひーくんが自治基本条例（案）を読んでいると、みーちゃんが興味津々に質問を投げかけます。
- ◆みーちゃんは、市民の意見を聞くことや情報公開など氷見市のルールが案に書かれていることを教えてもらいます。
- ◆近くで聞いていたみーちゃんのママは、今も氷見市で行われていることなのでは、と疑問に思います。
- ◆ひーくんは、今行われている大事だと思うことを言葉にしておくことの必要性、決めたことをみんなが行動する大切さを二人に伝えます。
- ◆みーちゃんも、みーちゃんのママも日常生活で実践しようと思決意するのです。

（終わり 続編があるかも。）

地域の集会や、各種団体の勉強  
会など、御希望がありましたら  
紙芝居の映像を流します。  
お気軽に御相談ください。



大引委員

# 委員さんに聞く 自治基本条例

(前回の続き)



## Q 8 自治基本条例に情報公開について規定 しなくても氷見市には情報公開条例があるのでは？

A 氷見市情報公開条例は平成12年3月23日から施行されています。この条例では、請求者の請求を待って情報が公開されます。

「情報なくして参加なし」とも言います。市民が市政へ参加するためには請求を待たずに積極的でわかりやすい情報開示が必要ではないかと考えています。



谷原委員

## Q 9 せっかく制定しても形骸化してしまうのでは？

A 「氷見市自治基本条例紙しばい」には、言葉（条文）にする必要性と行動する（実践）大切さが語られています。行動とは対話を通じて私たちの関係性を創り上げるものです。検討委員会は、適切な運用や普及のために推進計画が必要であること、条例を見直す検証方法を提言しています。



坂本委員



YouTube で「自治基本条例紙しばい」が見られます！

- (1) 「YouTube で「氷見市 自治基本条例紙芝居」で検索」
- (2) URL で直接アクセス  
<https://youtu.be/Q7hm9NTA41A>
- (3) QR コードで簡単アクセス



次号に続く・・・。